

会 長	事務局長	係

第 8 3 2 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金曜日) 午後 4 時

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 (1 6 名)

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 西山 讓
7 番 澤田 誠規	8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司
1 0 番 寺田 巧	1 1 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	3 番 川島 照久	4 番 井垣 水里
5 番 佐藤 千春	6 番 山本 大	

4. 欠席者 (2 名)

2 番 保田 稔	7 番 浦田 久永
----------	-----------

5. 事務局等出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 憲司 事務局主事 山本 恵美

6. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 3 号	宿毛市農用地利用集積計画について

- 議長 これより、第832回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、1番 稲田
義敬委員、2番 山口一晴委員にお願いします。
なお、2番 保田 稔 推進委員、7番 浦田久永 推進委員より宿毛
市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報
告します。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 それでは、ご説明いたします。今回の申請は4件。
番号18番。場所は2ページに位置図をつけております。
自由ヶ丘の団地内を北に進み、突き当たりの北西の住宅の間にある農地
1筆になります。
売買で、取得後は水稲と季節野菜を作る予定とのことです。
本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第
2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続いて番号19番。場所は、次の20番、21番も同様に3ページに位
置図をつけております。
大字山田。山奈小学校から林道一生原線を北に進み、山田川、土居の内
川の東側に広がる農地のうちの1筆になります。
譲受人と譲渡人は、お互いに農地を交換し水稲と季節野菜を作る予定と
のことです。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第
2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続いて番号20番。大字山田。山奈小学校から山田川、土居の内川に沿
って林道一生原線を北に進んだ住宅の間に点在する農地のうちの1筆にな
ります。
譲受人と譲渡人は、お互いに農地を交換し水稲と季節野菜を作る予定と
のことです。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第
2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

最後に番号21番。20番の農地に隣接する農地1筆になります。

売買で取得後は水稻と季節野菜を作る予定とのこと。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上4件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 長 ここで、山本（大）委員の退室を求めます。

○議長 長 続きまして、受付番号18番について、自由ヶ丘地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 **【議案書をもとに18番朗読】**
両方に確認をとって、間違いないので申し上げますとのこと。

○議長 長 続きまして、受付番号19番及び20番並びに21番について、山田地区担当の西山委員より説明をお願いします。

○西山委員 **【議案書をもとに19番、20番、21番朗読】**
19番、20番、21番の3筆、間違いないので、よろしくご審議お願いします。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長 長 異議なしということですので、「議案第1号」の4件は、許可することに決しました。

- 議 長 ここで、山本（大）委員の入室を許可します。
- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題とします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」について2件ご説明いたします。
まず、受付番号12番。所在地 橋上町出井（P5）
場所は譲渡人の自宅周辺、主要地方道宿毛津島線沿いの土地になります。
太陽光発電に最適な日照が得られ、広さも確保できることから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。
農地転用に伴う、隣接農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。
太陽光発電施設の設置に伴う面積は 1,529 m²。資金計画としましては、土地取得費 100 万円。太陽光発電施設設置費 1,306 万 661 円。これら全て自己資金 1,406 万 661 円で賄う計画です。
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。
続きまして、受付番号13番。所在地 高砂（P6）
場所は、高知西南交通宿毛出張所から北側、与市明方面に進んだ住宅地の一角にある土地になります。
申請者は、現在、親と同居しているので、独立し親の土地を借りて、親子間で無償の使用貸借権を設定し、一般住宅を建築しようとするものです。
農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。一般住宅建築に伴う面積は 347 m²、資金計画としましては、土地整地費 130 万円。住宅建築費 2,200 万円。合計 2,330 万円を借入金で賄う計画です。
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 続きまして、受付番号12番について、出井地区担当の濱田委員より説明をお願いします。
- 濱田委員 【議案書をもとに12番朗読】

出井の現地で●●さんと会い確認しました。猪や鹿により稲が作れない状況から20年前から耕作放棄地になり、まわりにも家がなく隣接の土地の所有者から同意をしてもらっているということです。

譲受人の●●さんにも電話で確認し、間違いないのでよろしくお願ひしますとのことです。審議よろしくお願ひします。

○議 長 続きまして、受付番号13番について、錦地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに13番朗読】
先日、お二人に連絡をとりまして間違いないのでよろしくお願ひしますとのことです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」の2件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画」についてご説明いたします。
議案書は7ページになります。申請件数は1件です。
番号24番。再設定です。場所は大字山奈町山田。山田川の左側に広が

る農地のうち、バス停山田橋を西に進み、レストラン一風の東側の農地1筆と北側にある農地1筆、あわせて2筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

○議長 続きまして、受付番号24番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに24番朗読】

双方に電話で確認しました。再設定で問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第3号」の1件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。今回8件です。

受付番号21番。所在地 草木藪 登記地目 田(P10)

場所は国道56号線を愛南町方面へ進み、県境前を左折した草木藪地区内の土地で、有害鳥獣による被害が酷く、度々の水害により農地としての維

持が困難となり、15年以上前から田として使用しておらず、現在に至っております。

受付番号22番。所在地 山奈町山田 登記地目 畑（P11）

場所は山田、長尾地区。国道56号線から少し中に入った住宅地内の土地です。申請者は平成7年頃娘さんの住む黒潮町へ転居しており、その後は畑として使用しておらず現在に至っております。

受付番号23番。所在地 二ノ宮 登記地目 田（P12）

場所は主要地方道宿毛津島線を橋上方面に進み、宿毛碎石運輸産業廃棄物中間処理場の奥付近になります。平成10年頃、倉庫を建築し農地として使用しておらず、現在に至っております。

受付番号24番。所在地 二ノ宮 登記地目 畑（P12）

場所は主要地方道宿毛津島線沿い、東製材所付近。昭和60年頃より農地として使用しておらず、現在に至っております。

受付番号25番。所在地 二ノ宮 登記地目 田、畑各1筆（P12）

場所は先ほどの受付番号24番、東製材所から市道を奥に進んだ土地になります。平成10年頃より農地として使用しておらず現在に至っております。

受付番号26番。所在地 二ノ宮 登記地目 田8筆、畑1筆（P12）

場所は先ほどの受付番号23番、宿毛碎石運輸産業廃棄物中間処理場の奥付近。昭和55年頃より農地として使用しておらず、現在に至っております。

受付番号27番。所在地 二ノ宮 登記地目 田6筆（P12）

場所は先ほどの受付番号23番、宿毛碎石運輸産業廃棄物中間処理場の奥付近。昭和60年頃より農地として使用しておらず、現在に至っております。

23番から27番までは申請者から委任を受けた押川行政書士から提出されております。

受付番号28番。所在地 橋上町楠山 登記地目 田2筆、畑1筆（P13）場所は主要地方道宿毛津島線を楠山の日平公園方面に進み山田橋を通過し左折した土地で、平成17年頃より耕作放棄し茅や雑草が生い茂って原野となり現在に至っております。

本申請は申請者から委任を受けた山行政書士から提出されております。

また28番の申請に関しては、太陽光発電設置の可能性もあるとのことと隣接農地同意書、隣接する一般住宅の所有者からの同意書について添付してもらっております。

以上8件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議 長 続きます、受付番号22番を除く21番から27番について、草木藪・二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 **【議案書をもとに21番、23番から27番朗読】**
先日、電話連絡と現地で確認してきました。全部、農地への復帰は困難と思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 続きます、受付番号22番について、山田地区担当の佐藤委員より説明をお願いします。

○佐藤委員 **【議案書をもとに22番朗読】**
今回、●●さんのお孫さんが結婚して家を建てることになり宅地だけでは足りない、畑まで広げて家を建てるということです。現地確認をした時に間違いないのでよろしく願いいたしますということです。

○議 長 続きます、受付番号28番について、楠山地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 **【議案書をもとに28番朗読】**
現地確認しました。猪や鹿でほとんど耕作できない状態でした。茅やセイタカアワダチソウが生い茂っており、耕作不能となっております。●●さんに電話で確認して、間違いないのでよろしく願いいたしますということです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明8件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明8件は、証明することに決しました。

(下限面積の設定について)

○議長 続きます。宿毛市の農地の下限面積の設定について議題といたします。宿毛市の下限面積については、平成21年の農地法改正時に「30a、ただし、沖の島地区については10a」と設定しております。この下限面積の設定については、毎年、委員会会議にて適切かどうか確認する必要がありますので、協議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局員 (下限面積の設定について説明・資料1)

事務局から、宿毛市の農地の下限面積の設定についてご説明させていただきます。配布しております資料1をご覧ください。

こちらは例年のこととなりますが、農地の下限面積については、農地法第3条第2項第5号で決められており、農地を取得する場合には、申請農地を含め耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること、すなわち、北海道は2ha、都府県では50aの面積というものです。

さらに、農業委員会が農林水産省令の基準に従っていれば「別段の面積」を決められることになっており、宿毛市では沖の島地区が10a、それ以外の地区は30aと決めているところです。

農林水産省から、この「別段の面積」については毎年、会議にて確認し公表することとされているため、変更がないと思われる場合でも、年に一度協議をお願いしております。

以上のことから、引き続き沖の島地区が10a、それ以外の地区は30aの現状どおりとしたいと考えております。

なお、近隣市町村は全て30aとなっておりますことを申し添えます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「現状でいいです」との声あり)

○議長 それでは、これより採決いたします。
宿毛市の下限面積については、別段の面積の基準 農地法施行規則第

20条に基づき協議した結果、別段の面積として「30a、ただし、沖の島地区については10a」と設定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、宿毛市の下限面積については引き続き「30a、ただし、沖の島地区については10a」と設定することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果《5条転用申請》の報告について)
第830回宿毛市農業委員会会議で承認となり、県に意見を付して送付した農地法第5条申請(受付番号10番)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局員 (「農業委員会法改正5年後アンケート調査」の実施について)
本日お手元に配布しております、「農業委員会法改正5年後アンケート調査」への協力とお願いについてご説明いたします。

なお、本調査の対象は、調査項目の内容から改選後(今年7月)再任された委員としておりますので、あらかじめご了承ください。

この調査は、農業委員会制度の大きな改革となった平成28年度の改正農業委員会法の施行から今年で5年目を迎え、国で見直しが行われているため、農業委員会組織としても農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのか把握するとともに、活動や運営の課題となっている点を改善することを目的として実施するものです。

つきましては、委員の皆さまにはご多忙のこととは存じますが、アンケート調査にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

調査票は質問内容に沿って該当するところの回答欄に○印をご記入いただき、次回会議の時に活動記録簿にはさんで提出をお願いいたします。

○事務局員 (次回会議の日程について)
次回会議の日程についてお知らせします。次回は12月21日(月)に行います。議案送付は12月14日(月)を予定しております。

○事務局長 (その他・令和元年度情報事業表彰について)

先週16日(月)に高知市で開催されました、令和2年度農業委員会会長・事務局長会議の席上、宿毛市農業委員会が(一社)全国農業会議所より全国農業新聞優秀農業委員会賞を受賞しましたので報告します。

これは、令和元年12月末時点で、農業委員会委員(農業委員及び農地利用最適化推進委員)全員が全国農業新聞を購読し、かつ普及率150%以上の農業委員会について、表彰対象となるものです。県内では、宿毛市のほか、須崎市、三原村、黒潮町が受賞されております。

今後も引き続き、全国農業新聞の購読推進につきまして委員の皆さまには、ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第832回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後5時閉会

令和2年11月27日

会 長

農業委員

農業委員